

学校法人東亜大学学園 役員報酬支給基準

令和元年 9 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人東亜大学学園寄附行為第 37 条に基づき、役員報酬支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 (1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 役員報酬とは役務に対する給与であつて、旅費規程に基づき実費として支給される旅費は含まないものとする。

(報酬)

第 3 条 役員には、次のとおり報酬を支給するものとする。

(1) 役員報酬は、月額 150,000 円以下とする。

(2) 役員が東亜大学職員を兼ねる場合は、役員としての報酬は支給しない。

(公表)

第 4 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則) この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は評議委員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。